

パートスタッフを新たに社会保険に加入させる 企業様 必見!!

2025 年の兵庫県最低賃金は過去最大の増加幅となり、64 円引き上げられ **1,116 円** となります。

社会保険の扶養の範囲内で勤務されているパートスタッフはおられませんか？

最低賃金(時給)が大きくなると、社会保険の扶養から外れやすくなります…

そこで!! 「パートスタッフに社会保険を新たに適用する」場合、助成金がもらえること、ご存じですか？



最低賃金(時給)の大幅増額による弊害

時給が上がることで、パートスタッフにとっては扶養範囲(130 万円の壁)を超えてしまい、社会保険に加入しなければならないといった心配が出てきます…。いっぽう会社にとっては、扶養を意識して働く、時間を減らすスタッフが増えることで、人手不足やシフト調整のむずかしさにつながる可能性があります…

vol.21号では、キャリアアップ助成金の2つのコースについてご案内いたします！



キャリアアップ助成金ってどんな助成金？

この助成金は、有期雇用労働者を始めとする非正規雇用者の処遇改善の取組みを支援する制度です。具体的には、正社員化や、新たに社会保険に加入した場合等に現金支給が受けられ、人手不足の解消等を後押しします！

《キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長支援コース》



短時間労働者労働時間延長支援コースの支給額はいくら？ 要件は？？

本コースは、パートスタッフを新たに社会保険に加入させる(＝週所定労働時間の延長)とともに、延長時間に応じた賃金増額の取組みを行うと支給されます。

- 支給要件と助成金額 (社会保険加入時にもらえる金額) ※1

要件		1 人あたり助成金額	
(週所定労働時間の延長)	賃金の増額	小規模企業 ※2	中小企業
5 時間以上	—	50 万円/1 人	40 万円/1 人
4 時間以上 5 時間未満	5% 以上		
3 時間以上 4 時間未満	10% 以上		
2 時間以上 3 時間未満	15% 以上		

※1 社会保険加入 12 カ月後、さらに労働時間を 2 時間以上延長した場合は追加支給あり(20～25 万円)

※2 小規模企業とは、常時雇用する労働者数が 30 人以下の事業所



短時間労働者労働時間延長支援コースのポイント解説！

- 過去 6 カ月以上継続雇用され、現在の事業所において過去 2 年以内に社会保険に加入していないこと！
- 特定適用事業所でない企業様(厚生年金保険の被保険者数 50 人以下)では、扶養の範囲内(年収 130 万円)で勤務するパートスタッフが、新たに社会保険に加入する場合(週所定労働時間 30 時間以上)、5 時間以上の延長が必要になるケースが多いと思われます。



短時間労働者労働時間延長支援コースについて詳細の確認はこちら！

《問い合わせ先》

《短時間労働者労働時間延長支援コース パンフレット/ホームページ》

兵庫労働局ハローワーク助成金デスク

TEL 078 - 221 - 5440



《キャリアアップ助成金 正社員化コース》

パートスタッフを新たに社会保険に適用するだけでなく、これを機に正社員にする場合でも助成金に該当します。



正社員化コースの支給額はいくら？

本コースは、就業規則に基づき、パートスタッフを正社員化するとともに、3%以上の賃金増額の取組みを行うと支給されます。

- 助成金額 正社員化するパートスタッフの雇用期間や形態によって支給額が変わります

対象者	有期雇用労働者(1人あたり)	無期雇用労働者(1人あたり)
重点支援対象者(※3)	80 万円 (40 万円×2 期)	40 万円 (20 万円×2 期)
上記以外	40 万円 (40 万円×1 期)	20 万円 (20 万円×1 期)

※3 以下の①～③のいずれかに該当するパートスタッフが、重点支援対象者となります。

- ①雇入れから3年以上の有期雇用労働者
- ②雇入れから3年未満で、次のいずれにも該当する有期雇用労働者
過去5年間に正規労働者であった期間が合計1年以下／過去1年間に正規労働者として雇用されていない
- ③派遣労働者、母子家庭の母等または父子家庭の父



正社員化コースの主な要件は??

- 「賞与または退職金」かつ「昇給」のある正社員への転換が必要
- 賃金の「額」または「計算方法」が、正社員と異なる雇用区分の就業規則の適用を6ヵ月以上受けている
例)基本給の計算方法が違う(パートスタッフは時給、正社員は月給)
賞与・退職金の有無(パートスタッフは無し、正社員は有り)



正社員化コースのポイント解説！

- 正社員転換前6ヵ月間の賃金より3%以上増額すること（正社員転換日と賃金締日が異なる場合は注意！）
- 就業規則の条文「適用範囲」等において、正社員とパートスタッフを区分すること



正社員化コースについて詳細の確認はこちら！

《正社員化コース リーフレット / パンフレット / ホームページ》

《問い合わせ先》

兵庫労働局ハローワーク助成金デスク

TEL 078-221-5440



最低賃金が1,100円を超えてくると、週20時間以上働けば106万円や130万円の壁をすぐを超えてしまう計算になります。勤務時間を抑えるだけでなく、社会保険加入を前提とした働き方への転換に当該助成金を活用ください。

《注意!!》

キャリアアップ助成金を受けるには、取組み(社保加入や正社員転換等)を行う前に「キャリアアップ計画書」を労働局に提出する必要があります!!

本情報は、令和7年9月1日時点の情報を掲載しております。

本件は、各営業店の担当者までお問い合わせください。支援担当者をご説明させていただきます。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客様にとって有益な情報の提供をさせていただいておりますが、当組合がお客様の申請を代行することはございません。



兵庫県信用組合



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら